

令和 5 年 3 月 23 日

令和 4 年度 特別の教育課程の実施状況等について

京都府		
カリキュラム開発拠点校	管理機関名	設置者の別
同志社国際高等学校	同志社	私立

* 教育課程の特例を活用していないが、令和 3 年の実施状況等を以下に記載。

1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

カリキュラム開発拠点校	自己評価結果の公表	学校関係者評価結果の公表
同志社国際高等学校	https://www.intnl.doshisha.ac.jp/international/wwl.php	

※結果公表に関する情報について、ウェブ上で公開している場合は公開しているウェブページの URL を記入すること。ウェブ以外で公開している場合は、公開している情報を閲覧できる場所・方法を適宜記入すること。

2. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

本校では、SDGs # 11「住み続けられるまちづくりを」をテーマとし、高校 1 年生において、Sustainable Society Study（以下 SSS）を必修科目 1 単位として設置し、1 年生全生徒がテーマであるまちづくりの学習に必要な基本的な知識、アカデミックスキルを習得することを目指す。高校 2 年生においては、Sustainable Society Research（以下 SSR）を選択科目 2 単位、Sustainable Society Design（以下 SSD）を選択科目 2 単位として設置している。SSR、SSD は継続履修の科目であり、2 年生ではより詳細なリサーチを、3 年生ではリサーチしたことをもとにして、政策を提言するなど実際にまちづくりにかかわることで、社会課題解決の複雑さについて学んでいく。まちづくりの先進事例について現地で研修する、国内、海外フィールドワークも実施する。

また、まちづくりには、経済学、政策学などの文系的な知識、統計学、自然科学などの理系的な知識、芸術、情報、家庭科などの実技科目、宗教科の科目などのすべての知識をいかすことができることから、本校では、多種多様な教科の教員がチームティーチングを実施している。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本校では、海外在住経験を持つ帰国生徒が、全校生徒の 3 分の 2 を占めている。また、学寮が設置されていることから、日本全国から生徒が集まっている。そのような環境でありながら、これまでの教科指導の枠のなかでは、多様な経験を互いに共有したり、一人一

人が自らの見聞きしたことを相対化してみる機会をもつことが難しい状況にあった。生徒たちは、例えば、住んでいる（住んでいた）まちの紹介スライドを作成し、プレゼンテーションすることで、それぞれのまちの良いところを発見するなど、一人一人がもつ豊かな経験を出発点として、学術的な知識、様々な専門家の取り組みや実践事例を学ぶことで、生徒たちは「世界をより住みやすい場所に変える」存在として成長していく。

(3) 特例の適用開始日

令和2年4月1日

(4) 取組の期間

令和5年3月31日

(WWL 期間終了後も、この授業はカリキュラム内に位置付けて実施していく。)

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ・計画通り実施できている
- 一部、計画通り実施できていない
- ・ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

COVID-19の影響で、国内、海外フィールドワークの実施ができていない。高校生国際会議についても同様である。そのような中で、近隣の学校の生徒との授業での交流や、教員が下見を兼ねてフィールドワーク先に行き、そこで学んだ内容を授業で生徒に紹介するなど、最大限できることを実施してきた。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- 実施している
- ・実施していない

<特記事項>

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

2. (2)で記載した取り組みは、本校の「違いという共通点からの出発」という教育テ

一マにも合致している。また、同志社の校祖新島が掲げた自主自立を踏まえ、この取り組みによって、生徒一人ひとりが、「まちをつかっていく一人の市民」として自律的に活動していく存在となっていくことを目指している。例えば、SSS の昨年末のアンケートにおいても、生徒たちは、「SSS を受講して、まちに対する見方が変わった」「まちがどのような意図でつくられているのかを注意深く観察するようになった」「自分がまちで何ができるのか考えて、実際に〇〇に参加してみた」などのコメントが非常に多くみられ、期待通りの成果が得られたと考える。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

学校教育法51条には、「豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う」とあるが、4(1)でも記載した通り、このプログラムを通じて、生徒たちは、まちの一員としての自覚をもつようになり、自分には何ができるかを考えられるようになり、自分たちにとって望ましい方向に社会を変えていくことができる、ということに気づくことができた。そして、住みやすいまち、望ましい社会、というもたった一つの正解があるわけではなく、多様な価値観のもとでつくっていく必要があるということも理解するようになった。また、このプログラムを通じて、多様な人と協同することで、豊かな人間性、創造性も培われていくと考える。

5. 課題の改善のための取組の方向性

COVID19の影響で国内外の移動が制限されたり、先の予定をたてづらい状況が続いたが、この3年間の取り組みによって、プログラムは確実に成果を出すことができ、今後は、フィールドワークについても、より高度で深い内容のものを実施できると考えている。(円安や燃油サーチャージの高騰などの問題はあ)